

# 「明治150年」 関連シンポジウム

～明治時代の金融制度が果たした役割～

平成30年9月6日（木） 14:00～16:40

**14:00～ 主催者からの開会挨拶**

**14:10～ 講演者からの報告**

- ▶ 宮本 又郎 氏「江戸から明治へ、商品・証券取引所の展開」 (P.1)
- ▶ 米山 高生 氏「明治期の近代化に果たした保険の多様な役割」 (P.5)
- ▶ 小林 延人 氏「明治維新时期の金融制度設計と商人の対応」 (P.19)

**15:40～ 休憩**

**15:50～ コメンテーターによるコメント、講演者からの回答**

- ▶ コメンテーター：吉野 直行 氏

**16:20～ 参加者との質疑応答**

**16:40 閉会**



## 江戸から明治へ、商品・証券・取引所の展開

大阪大学名誉教授

宮本又郎

### I 江戸時代

#### 1. 商品取引

- 1) 淀屋米市：江戸初期から大坂の諸所に米市、最大のものが淀屋米市、17 世紀中頃までに成立  
現物⇒米切手取引、17 世紀末には先物取引も。元禄 10 年（1697）堂島へ移転
- 2) 堂島米市場：享保 15 年（1730）幕府公認、米価引き立てのため
  - ・取引の仕組み  
会員制（公認米仲買、当初約 1300 人、江戸末期約 1000 人）  
春・夏・冬の 3 期商い。実物（正米）と先物（帳合米）の併設
  - ・正米商い：米切手実物取引、取引単位 10 石、受け渡し 4 日以内、入替両替による証券担保金融あり  
帳合米商い：建物米の帳簿上での決済。単位 100 石、取引毎に現米、米切手、代銀の授受行わず。売買差金決済を原則。現物引き渡しは例外。清算機関：米方両替（遣繰両替）  
帳合米商いの利用：米問屋の価格リスクヘッジ、蔵屋敷の価格リスクヘッジ、投機
  - ・堂島米市場の性格⇒商品取引所説と証券取引所説
  - ・堂島は基本的には商品取引所だが、短期金融市場として利用された。長期の資本市場ではない。
  - ・天保期(1830S)以降、ヘッジ機能の低下、正米と帳合米分離、賭博取引化、受け渡し規定の不備、
  - ・文久 3（1863）年、石建米取引（10 石単位、限月 1 カ月）

#### 3) その他の商品取引

- ・繰綿延売買会所、・油相場会所

#### 2. 金融市場

- 1) 御用金・大名貸：国債、藩債。譲渡可能な証券化されていない。流通市場なし。
- 2) 合本事業＝合名会社的（三井大元方）、合資会社的（鴻池）、匿名組合的（近江商人）、加入貸（大坂の両替商）、廻船加入（北前船）など。証書はあるが、譲渡可能な証券化されていない。
- 3) 両替商手形：親子両替間での流通あり。手形交換所なし、手形割引・裏書譲渡なし
- 4) 金相場会所：両替商の手代が集まって、両替相場について協議。為替先物（印金）あり。

### II 明治時代

#### 1. 取引所制度の変遷

- ・明治2年(1869)2月 米価高騰を理由に、先物取引(石建米・帳合米商内)禁止。
- ・明治4年、堂島米会所再興：赤間ヶ関での仕法を取り入れ。摂津中米を標準米とし、格付けによる代用米受け渡しを認める。取引単位10石。限月は3カ月制。官營的性格(役員は大阪府の任命、納税義務)。大阪への現米入荷減少、実物取引奮わず、差金決済が主。東京、名古屋、桑名などにも
- ・明治7年、「株式取引条例」⇒ロンドンの取引所に範。幕末開港以降の洋銀取引、明治6年以降の新・旧公債や秩禄公債売買の流れを受ける。公債・株式の売買円滑化を目的。大蔵省内部の意見対立⇒取引所有害論 VS 必要論の対立。米取引所と株式取引所の双方に適用。現実にはこの条例に基づく取引所は未設立(空法化)。公債取引所、米会所の現実と乖離(株主=社員=仲買。株主・役員の身元金、売買手数料が高額、実物取引の重視)
- ・明治9年、「米商会所条例」⇒商品取引所に関する最初の成文法。株式会社組織。背景に米価低落。仲買人(自己売買禁止)は取引所と別個のものとし、取引所が取引を管理。役員は取引に参加不可。身元金の引き下げ。現物と定期(3カ月以内)⇒旧堂島米会所の実態を斟酌。定期取引中心となる。明治14年までに14の米商会所設立。
- ・明治11年、「株式取引所条例」。実際に活用された証券関係条例の嚆矢。政府の意図⇒金禄公債と官許会社の株式の流通。米商会所条例に類似した内容。資本金は米商会所(3万円)より大きく20万円、役員持株も大きい。仲買人の身元保証金と売買手数料を大きく引き下げ。東京と大阪に株式取引所設立。大阪)。取引仕法⇒堂島の帳合米取引同様の長期清算取引採用。個別株株式の先物取引(売買期間は1、2、3カ月の3種)。差金決済が約90%。
- ・明治20年、「取引所条例」(ブルース条例) ベルリンの取引所を範。米商会所条例・株式取引所条例による取引所の問題点⇒株式組織のため取引所の利益優先⇒投機取引助長、売買取引課税・身元保証金⇒密売買、取引所価格と現物価格との離反、乱高下。商品と有価証券の双方を対象。会員組織、現物取引に限定、2種の取引員(自己売買のみ、顧客の注文のみ)。江戸時代の米相場を受け継ぐ投機的取引手法と株式組織の弊害を改めることが狙い。実情を無視した理想案、業界から猛反対。この条例による取引所は不成立、政府は従来2条例の継続を認めた。
- ・明治26年、「取引所法」。既存3条例の折衷、戦前の取引所関係法令の中核となる。
  - ①取引所の設立は1地区1箇所、②取引所は会員組織と株式組織の2種、③売買参加者。会員組織⇒会員(自己売買のみ)と仲買人(自己売買と委託)、株式組織⇒仲買人のみ。④株式組織は売買手数料を徴収可、⑤取引の種類⇒直取引(5日以内受け渡し)、延取引(150日以内受け渡し)、定期取引(3カ月以内受け渡し)の3種。この条例により多数の取引所が設立されたが、ほとんどは株式組織。初期の公債中心から、明治20年代以降、株式売買が増加するが、多くは定期取引。

## 2. 明治期の取引所をめぐって

### ◇取引所有害論と必要論(差金決済先物取引の是非)

- ・伝統的仕法(米市場)維持派⇒米商人、小両替商、明治期公債売買人(今村清之助ら)
- ・取引所有害論⇒玉之世履ら。元老院の一部「娼妓と同じく必要悪」

- ・ 西洋モデル⇒「株式取引条例」(M7)、「ブールズ条例」(M20)
- ・ 折衷派⇒井上馨、渋沢栄一ら。「取引所法」(M26)

2. 米価変動に応じて政策揺れ動く

高騰期⇒投機抑制、低落期⇒投機容認

Ⅲ. おわりに一戦前期日本の取引所の特質

①現物取引と定期取引（三カ月限月制差金決済取引）

- ・ 江戸期の堂島米市場の伝統を引き継いだ側面⇒商品、株式とも。
- ・ 功：複雑な先物取引システムの早期の導入、罪：定期取引中心、市場を投機的に
- ・ 反省：戦後、現物取引中心へ

②取引所の株式会社組織化

- ・ 株式会社：売買高を重視⇒定期取引重視、売買手数料収入
- ・ 取り扱い銘柄、取引高において場外取引>取引所取引
- ・ 場外取引⇒現物取引、流通市場、投資市場、取引所取引⇒価格形成、投機市場

③商品取引所と株式取引所

- ・ 区別曖昧
- ・ 当初は株式取引所の仕法⇒米取引所の仕法、  
最終的には米取引所⇒株式取引所

<参考資料> 米切手の種類

		発行契機	
		入札	先納
形式	入札期日,落札者、番号などの記載あり	落札出切手	先納出切手
	記載なし	—	先納坊主切手



先納坊主切手



落札出切手

<主要参考文献>

- 島本得一『徳川時代の証券市場の研究』（1953、産業経済社）  
野田正徳『日本証券市場成立史』（1960、有斐閣）  
有沢広巳監修『証券百年史』（1978、日本経済新聞社）  
宮本又郎『近世日本の市場経済』（1988、有斐閣）  
宮本又郎ほか『日本市場史』（1989、日経事業出版社）  
片岡 豊『鉄道企業と証券市場』（2006、日本経済評論社）  
高槻泰郎『近世米穀市場の形成と展開』（2012、名古屋大学出版会）  
小林和子『日本証券史論』（2012、日本経済評論社）  
日本取引所グループ『日本経済の心臓 証券市場誕生！』（2017、集英社）

# 近代保険業の誕生

## 近代化に果たした保険の役割を考える

2018年9月6日 14:00-16:40

中央合同庁舎7号館東館3階講堂

東京経済大学 経営学部 教授 米山高生

### 講演の内容

1. 近代保険業の誕生
2. 最初の近代保険会社：東京海上
3. 生命保険会社の誕生：明治生命、帝国生命、日本生命
4. 火災保険会社の誕生：東京火災、明治火災
5. 明治150年から近代保険業を考える
  1. 技術移転
  2. 在来技術と近代技術
  3. 監督のあり方
  4. 未来に生かすには

# 1. 近代保険業の誕生

■保険はリスクを分散する仕組みを活用したビジネス

■保険のビジネスとしての成立要件

1. 「リスクはコスト」という認識 = リスク回避的な経済主体の存在
2. マーケットが機能 = 資本市場、自由な契約
3. 保険商品の設計 アクチュアリー = 金融商品の設計者の先駆け
4. 保険知識について情報劣位にある契約者保護 = 監督規制

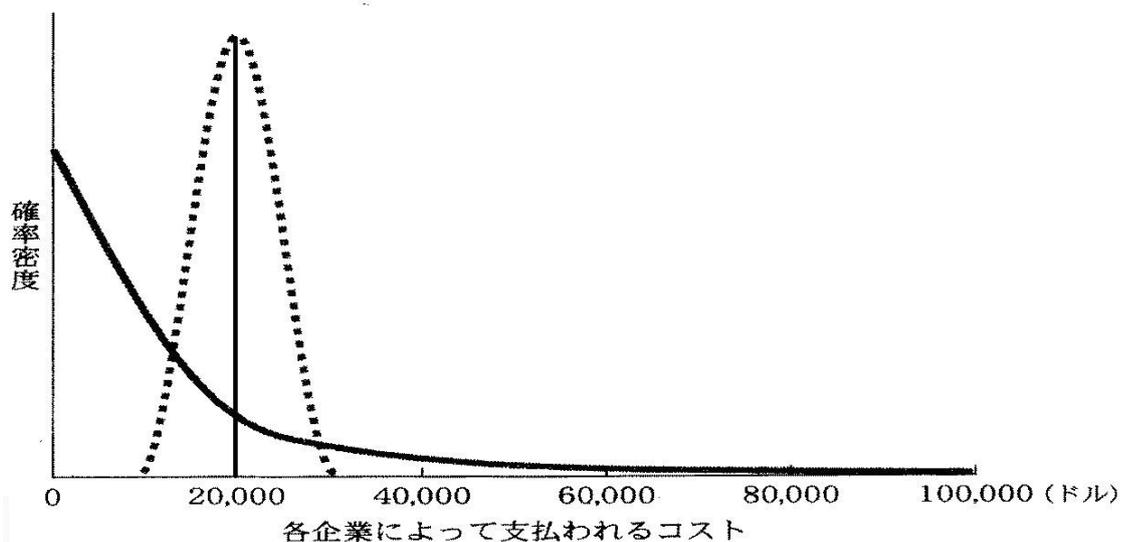
■明治維新の意味

1. リスクの分散が共同体に組み込まれている社会からの離脱
2. 政府の政策によりビジネスとしての成立要件が整備

■在来技術の意義

1. 庶民や地域経済には存続
2. 日本人の保険好きの必要条件

## 【参考図】 保険によるリスク分散効果



出典：ハリントン=ニーハウス著、米山他訳『保険とリスクマネジメント』東洋経済新報社、2005年。

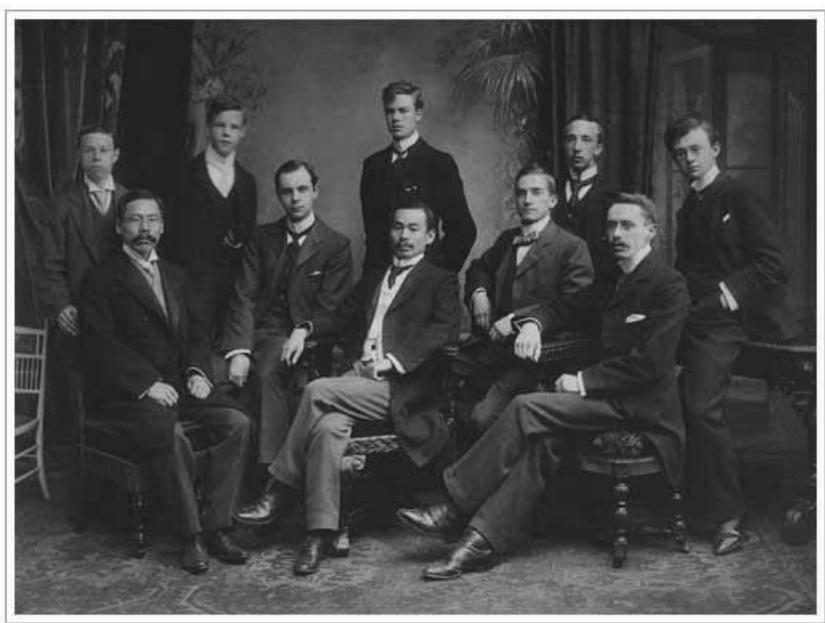
## 2. 最初の近代保険会社

1879年(M12)東京海上保険会社の設立

- 近代株式会社の先駆け
  - 資本金60万円
  - 創業者：華族、岩崎家関係者、渋沢栄一、安田善次郎、大倉喜八郎など
- 設立の目的：殖産興業政策・貿易インフラとしての海上保険
- 初期経営：苦難の連続
  - 保険技術および保険経営の会得の難しさ
  - 資本の過小
- 苦難の克服 保険実務家の輩出
  - 保険計理・会計処理
  - 海上保険実務
- 英語と計数に明るい人材
  - 商業教育の成果

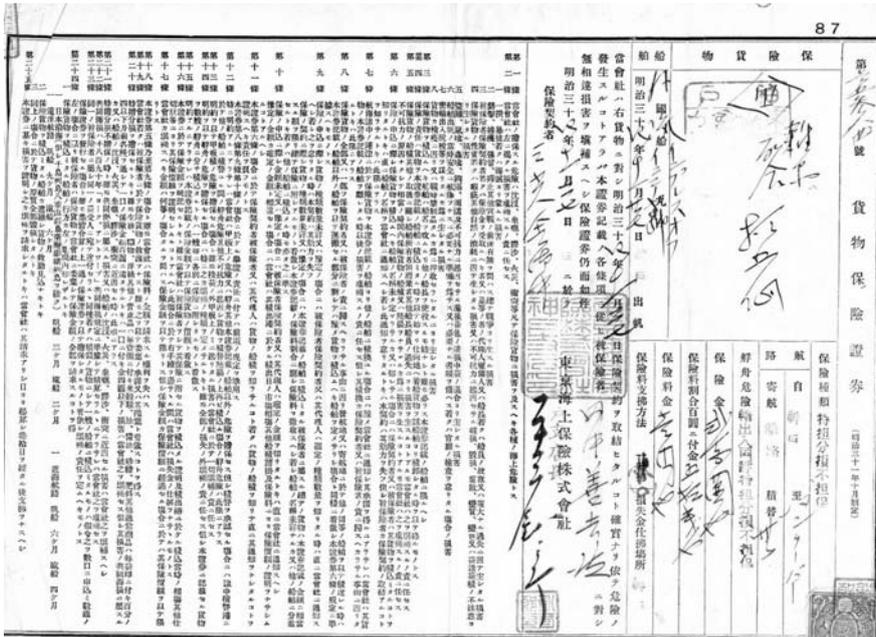
Cf. 『簿記の世界史』

【参考：東京海上1】



各務鎌吉と平生夙三郎を囲む保険関係者の集合写真（東京海上日動火災保険株式会社所蔵。許可を得て掲載）。各務について詳しくは、東京海上各務記念財団のページを参照されたい。  
<http://www.kagami-f.or.jp/summary/summary.html#adress>

# 【参考：東京海上2】



東京海上の貨物保険証券  
1901(M 34)年発行  
〔講演者所蔵資料〕

# 【参考：東京海上3】



お濠越しの東京海上本社と東京駅  
(当時の帝都名所絵葉書)  
1918(T7)年に竣工 (曾禰中條)。  
本格的なアメリカ式オフィスビル。  
〔講演者所蔵資料〕

### 3. 生命保険会社の誕生

- 初期の試み
  - 福沢諭吉の紹介『西洋旅案内』など
  - 若山儀一の企業
  - 共済五百名社
- 有限責任明治生命保険会社 1881年 (M14)
  - 福沢門下の阿部泰蔵他
  - 福沢の関係：交詢社、都市の新知識人・中間階層
- 帝国生命（現朝日生命） 1888年 (M21)
  - 軍人、官庁、都市部の新知識人
- 日本生命 1889年 (M22)
  - 地方の「名士」のネットワークを利用して農村市場も開拓。
  - 創立後一定期間後、決算の際に契約者に配当。

#### 【参考資料】

1894(M27) 発行の営業史料の表紙と  
1934(S9)年に竣工した丸の内の本社  
(設計：岡田信一郎)  
〔すべて講演者所蔵資料〕



【参考資料】

**告 廣 集 募 人 保 被 社 會 式 株 險 保 命 生 國 帝**

帝国生命による初期の募集広告（年代不明）  
漫画をつかって、保険加入の効果と不加入の不幸を対比的に示している。このストーリーは、他社の広告にも影響を与えている。  
〔講演者所蔵資料〕

【参考資料】

**臨時大募集**

三月二十日ヨリ三月廿一日まで

彦根一審町岩崎時棧ニ於テ

彦根代理店

日本生命による初期の保険募集のチラシ（年代不明）  
養老保険金受取と祝宴を描き、死亡保障ではなく、満期保険金を強調している。生命保険のもつ死のイメージを払拭することは、日本に限らず他国でも生保販売において重要であった。  
〔講演者所蔵資料〕





【参考資料】

簡易保険は、1916(T5)年から募集を開始したが、小口の養老保険のみであった。その後、1926(T15)年に郵便年金を発売した。続いて1931(S6)年に「こども保険」を発売するが、純粹生存保険ではなく養老保険であった。死亡保障がある養老保険で「こども」を被保険者にすることから逆選択や不正な保険金請求が生じるおそれがある。逆選択などに対しては、郵便局ネットワークの活用および商品的な工夫によって極力回避するように対応されていた。  
〔講演者所蔵資料〕



一、二十年満期小児保険

年齢	一歳	二歳	三歳	四歳	五歳	六歳	七歳	八歳	九歳	十歳	十一歳	十二歳	合計
一歳	186	188	190	192	194	196	198	200	202	204	206	208	210
二歳	186	188	190	192	194	196	198	200	202	204	206	208	210
三歳	186	188	190	192	194	196	198	200	202	204	206	208	210
四歳	186	188	190	192	194	196	198	200	202	204	206	208	210
五歳	186	188	190	192	194	196	198	200	202	204	206	208	210
六歳	186	188	190	192	194	196	198	200	202	204	206	208	210
七歳	186	188	190	192	194	196	198	200	202	204	206	208	210
八歳	186	188	190	192	194	196	198	200	202	204	206	208	210
九歳	186	188	190	192	194	196	198	200	202	204	206	208	210
十歳	186	188	190	192	194	196	198	200	202	204	206	208	210
十一歳	186	188	190	192	194	196	198	200	202	204	206	208	210
十二歳	186	188	190	192	194	196	198	200	202	204	206	208	210
合計	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210

一、十五年満期小児保険

年齢	一歳	二歳	三歳	四歳	五歳	六歳	七歳	八歳	九歳	十歳	十一歳	十二歳	合計
一歳	186	188	190	192	194	196	198	200	202	204	206	208	210
二歳	186	188	190	192	194	196	198	200	202	204	206	208	210
三歳	186	188	190	192	194	196	198	200	202	204	206	208	210
四歳	186	188	190	192	194	196	198	200	202	204	206	208	210
五歳	186	188	190	192	194	196	198	200	202	204	206	208	210
六歳	186	188	190	192	194	196	198	200	202	204	206	208	210
七歳	186	188	190	192	194	196	198	200	202	204	206	208	210
八歳	186	188	190	192	194	196	198	200	202	204	206	208	210
九歳	186	188	190	192	194	196	198	200	202	204	206	208	210
十歳	186	188	190	192	194	196	198	200	202	204	206	208	210
十一歳	186	188	190	192	194	196	198	200	202	204	206	208	210
十二歳	186	188	190	192	194	196	198	200	202	204	206	208	210
合計	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210

【参考資料】



震災後の第一生命本社と千代田生命本社。ともに周囲が震災によって倒壊や延焼しているにもかかわらず、損失を最小限にとどめている。このことをアピールするために、宣伝用絵葉書が多数作成された。第一生命は、1902(M35)年設立のわが国最初の相互会社。千代田生命は、1904(M37)年に設立された相互会社であり、ともに大正期に三大生保の一角に食い込んだ。〔講演者所蔵資料〕

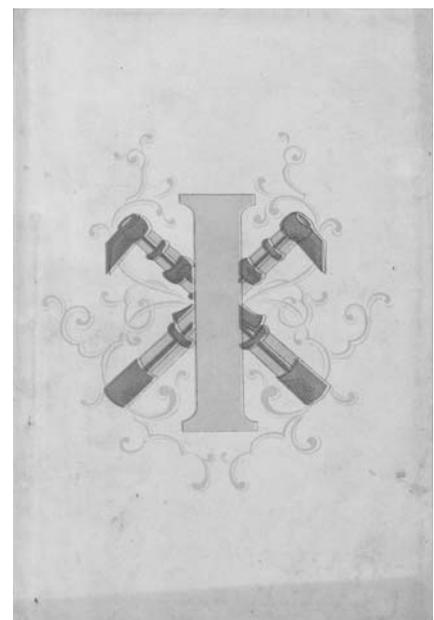


## 4. 火災保険会社の誕生

- 国営火災保険計画と失敗
  - 御雇外国人パウル・マイエットの立案
  - 実現せず
- 東京火災（旧安田火災、損保ジャパン）設立 1887 (M21)年
  - 計画の資料などを活用して火災保険会社設立の計画
  - 家屋保険から出発
  - 貧弱な経営知識と過小資本により、たびたび窮地
  - 安田善次郎の資本提供で財務基盤確立
- 明治火災（明治生命の姉妹会社、東海が買収）設立 1891(M24)年
  - 岩崎系の企業グループ内で火災保険の自家保険を1888(M22)年より実施
  - 成績がよかったので、株式会社として出発
  - 企業物件を中心に業務展開
- 各地に多くの追随企業が誕生 1890年代および第1次大戦期

### 【参考資料】

東京火災の営業資料  
初期の本社は土蔵造り  
であった。  
消火活動に使われる  
「とびくち」をあし  
らった社章。  
〔講演者所蔵資料〕



【参考資料】

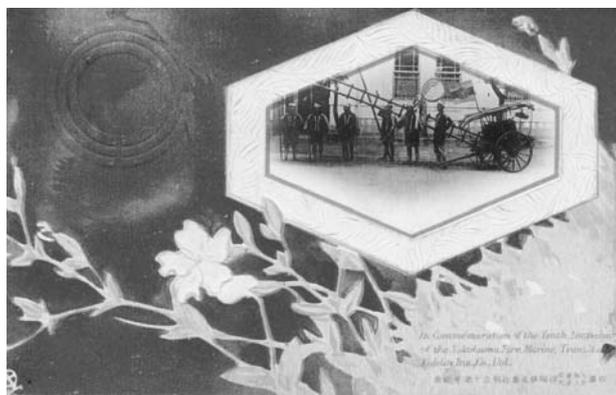
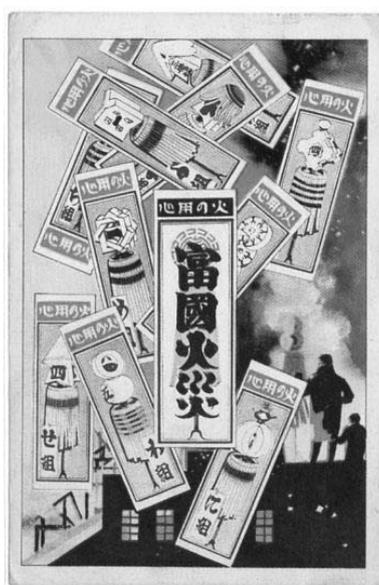
明治火災の営業資料  
1900 (M33) 年  
本社屋は、明治生命  
と同一。この建物に  
は、東京海上も入居  
していた。



【参考資料】

1890年代に設立された有力な火災保険会社

- 日本火災(1892)
- 富国火災 (小樽貨物火災) (1897)
- 横浜火災(1897)



【参考資料】

保険業法(1900)以降に誕生した火災保険会社の例  
共同火災(1906)；豊国火災(1911)  
千代田火災(1913)；大福海上火災(1919)



## 5. 明治150年から近代保険業を考える

### 1. 技術移転

#### 1. 明治維新の経験 制度設計へのヒント

1. 人的資本への投資
2. セットで導入 保険だけでも、銀行だけでもダメ

### 2. 在来技術と近代技術

1. 在来技術の消滅
2. 在来技術の継承

### 3. 監督のあり方

1. 保険の金融商品性の把握が希薄
2. 金融商品性 貯蓄性 = 消費者保護から認識
3. 商工省から大蔵省への主管官庁の変更 保険の金融商品性の認識からか？

### 4. 未来に生かすには

## 5. 明治150年から近代保険業を考える

### 4. 未来に生かすには

#### 制度設計のヒントと高いモチベーション

- 明治維新の経験
  - 人的資本への投資の重要性
  - セットで導入 システム転換を促す制度設計 保険だけでも、銀行だけでもダメ
- 古いものの活かし方
  - 一夜でなくなるものと、長く存続するもの。
  - 海上保険と比べて、生命保険は、従来の社会に柔軟に対応して発展
- 金融監督として保険を金融商品として位置づけた上で、その特徴にそくした規制監督
  - 長寿リスクなどに対してもっと保険が活用される余地があるはず。

#### 参考文献

- 各社の社史資料
  - 東京海上、明治生命、安田生命、朝日生命、日本生命、東京火災、明治火災 他多数の社史。
  - 入手が比較的容易な資料については、「保険の歴史（日本）」TZ本の窓（一橋大学附属図書館）で紹介しているので参照されたい。
    - [http://www.lib.hit-u.ac.jp/pr/reading/tz/html/tz\\_036.html](http://www.lib.hit-u.ac.jp/pr/reading/tz/html/tz_036.html)
- 印南博吉編『保険』現代日本産業発達史研究会、1966年。
- 宇佐見憲治『生命保険業100年史論』有斐閣、1984年。
- ハリントン=ニーハウス著、米山=箸方監訳『保険とリスクマネジメント』東洋経済新報社、2005年
- 米山高生『リスクと保険の基礎理論』同文館出版、2012年
- 米山高生『物語で読み解くリスクと保険入門』日本経済新聞社、2008年



2018年9月6日

金融庁「明治150年」関連シンポジウム—明治時代の金融制度が果たした役割

## 明治維新期の金融制度設計と商人の対応

首都大学東京 小林延人

### 0. 全体趣旨

金融庁の柱である銀行／証券／保険について、下記の観点から報告する。

- ①江戸時代から明治時代への変化と対応
- ②明治時代における新たなニーズへの対応、地域経済の発展に果たした役割
- ③こうした対応において活かされた江戸時代のシステム

### 1. 維新期における金融制度設計

慶応3年(1867)12月、王政復古の号令 …明治維新政府の成立

明治元年(1868)1月、太政官札の発行決定 …明治元・二年の両年で4,800万両

5月、銀目廃止

明治2年(1869)12月、藩札増製を禁止

明治4年(1871)5月、新貨条例 …円建て貨幣単位の創出

明治4年(1871)7月、廃藩置県 …①藩札発行主体の消失、②大名貸の債務者の消失

明治5年(1872)11月、国立銀行条例 …銀行券(=紙幣)を発行可能な民間銀行4行

明治9年(1876)8月、国立銀行条例を改正

…①銀行券の発行限度額を資本金の6割から8割に引き上げ、②兌換準備を資本金の4割から2割に引き下げ、さらに③銀行券を正貨ではなく政府紙幣との兌換とし、④新公債証書・金禄公債証書を出資金とすることも認めた。明治12年までに153行。

明治15年(1882)10月、日本銀行開業

明治16年(1883)5月、国立銀行条例再改正 …全ての国立銀行は発券を行わない普通銀行へ転換

明治17年(1884)5月、兌換銀行券条例 …翌年より日本銀行が政府紙幣の兌換を開始

### 2. 維新期における業務機会の縮小と新たなニーズの発生

#### 2-1. 業務機会の縮小

A. 銀目廃止：近世期の「三貨制度」から近代的統一貨幣制度への移行の画期

これに伴い、金建て貨幣(両一分一朱)と銀建て貨幣(貫一匁一分)の両替業務の機会が消失することとなる cf. 三貨制度とは

B. 戊辰戦争：近世期には為替手形のネットワークが三都間を中心に形成されていたが、戊辰戦争(M1.1~M2.5)の戦火や「分捕り」によって一部の両替商が閉店・休店

一方で、「新たなニーズ」も発生 e.g. 御東幸に伴う金穀出納御用

C. 廃藩置県：これまでの藩は、利貸商人にとって有力な貸付先  
(藩は経営破綻をしない、毎年一定量が確保でき担保価値の高い年貢米の存在)  
藩の廃止に伴い、大名貸業務の機会は消失

D. 日本銀行開業：これまで中央／地方行政府の官公預金を扱っていたのは商人  
(近世期の蔵元・掛屋→明治初期の為替方→民間銀行) cf. 為替方とは  
ところが金融機能の中央集権化に伴い、商人による公金取扱業務の機会縮小

## 2-2. 新たなニーズ

E. 洋銀取引：安政の五か国条約によって日本は「開港」  
貿易決済通貨としての「洋銀」(メキシコドル、1ドル銀貨)と国内通貨の取引相場  
発生→明治18年(1885)紙幣整理完了・銀本位制成立、洋銀相場は消滅

F. 貨幣の統合：これまでの貨幣制度は、複数の貨幣単位(金建て、銀建て、銭建て)と多様な発行  
主体(幕府、明治政府、藩、寺社、など)  
a)維新时期に単一の貨幣単位(円建て)を設定、b)政府・中央銀行による貨幣発行の  
独占、c)旧貨幣の回収 →商業・金融活動の一層の活性化

G. 国立銀行：①国立銀行券の発行…民間業者でありながら紙幣の発行権を大蔵省から付与、国  
立銀行券の発行・流通は藩札の回収と相補的な関係(~M16)  
②コルレス網の整備…維新时期に停滞した為替決済網を再構築  
cf. 国立銀行条例(M5)に基づき、大蔵省の銀行検査開始(マイクロ・プルーデンス政策の嚆矢)

H. 私立銀行：国立銀行条例制定直後、国立銀行以外の金融機関は「銀行類似会社」  
国立銀行条例の改正に伴い、それらの金融機関も銀行を称することが可能に。  
西南戦争(M10)後のインフレ期に銀行数増加、松方デフレ期には停滞。  
cf. 三井銀行の創業当初の営業課目…官金出納、為替、荷為替、貸付、預金、両替、地金銀売買

→ G・Hにより「自生的な民間金融市場」が成立。その後、日銀により金融統合進展。  
19C末(M30頃)までに金融市場の全国的統一(=大銀行における金利の地域間格差縮小)

I. 公債市場：維新时期には、新公債・旧公債、秩禄公債、金禄公債、起業公債、と公債の大量発行。  
国立銀行・私立銀行の資本金として、公債を払い込むことが可能。  
政策的には、華族・士族の救済、公債価格の低落防止などの意義。

### 3. 商人の対応—両替商経営から銀行資本家へ

貸付、両替、為替手形取り組み、などを業務の主軸に据えていた両替商は、業務機会の喪失と新たなニーズにどのように対応したのか？

#### (1)加島屋久右衛門家の事例

- B：三井八郎右衛門らとともに金穀出納取締などの役を務め、明治維新政府に接近
- C・I：藩債処分過程で、大名貸の債権を新旧公債証書に切換え。公債の買入れも行き運用
- H：明治 21 年(1888)に加島銀行設立

#### (2)銭屋佐兵衛家の事例

- B：戦火を避けて檜村(現、奈良県天理市)に疎開、手代・丈助は大坂に残り、大名貸経営継続
- C：大名貸経営において貸付利息を積み立てて計算。累積純利益の範囲内で貸付拡大  
(≒仮にすべての債権が破棄されても、元が取れる状態)
- H：明治 13 年(1880)に逸身銀行設立

※ いずれも、近世期に大名貸を行う両替商→明治期に私立銀行設立

上記以外にも、土地・建物を集積することでインフレ・ヘッジを果たし、さらに政府との結びつきによって政商として成長した三井家、横浜洋銀取引所の仲買人であった松野屋(左右田金作、のち左右田銀行設立)など、維新时期の変革をビジネスチャンスとして急成長した商人も多い。

### 4. 江戸時代の経験、現在への展望

変革は、既存の業務を縮小・消失させる一方で、新たな業務を創出する可能性  
変革に対応できるか否かが重要であり、維新时期を乗り切った商人はその点で卓越  
対応の可否を分けた要因は何か？

…事例により様々。偶然的要因も強いが(大名貸の貸付先など)、変革以前の時期において十分にリスクヘッジを行い、家業の柱となる業務が縮小しても、新たなニーズに応えた商人は成長。

〈参考文献〉

- 石井寛治『経済発展と両替商金融』(有斐閣、2007年)
- 逸身喜一郎・吉田伸之編『両替商 銭屋佐兵衛』(東京大学出版会、2014年)
- 粕谷誠『豪商の明治』(名古屋大学出版会、2002年)
- 小林延人『明治維新时期の貨幣経済』(東京大学出版会、2015年)
- 霧見誠良『日本信用機構の確立』(有斐閣、1991年)
- 廣岡家研究会「廣岡家文書と大同生命文書—大坂豪商・加島屋(廣岡家)の概容」(『三井文庫論叢』第51号、2017年3月)
- 洞富雄「洋銀相場と内国通貨(その一)(その二)」(『大隈研究』4・5、1954年3・10月)

【付表】国立銀行・私立銀行・銀行類似会社の推移

資本金／紙幣発行残高 単位(千円)

	国立銀行				私立銀行			銀行類似会社			備考
	行数	資本金	1行あたり	紙幣発行残高	行数	公称資本金	1行あたり	社数	公称資本金	1社あたり	
明治6 (1873)	2	3,000	1,500	1,362	0	0	0	-	-	-	
明治7 (1874)	4	3,450	863	1,995	0	0	0	-	-	-	
明治8 (1875)	4	3,450	863	1,420	0	0	0	-	-	-	
明治9 (1876)	5	2,350	470	1,744	1	2,000	2,000	-	-	-	国立銀行条例改正
明治10 (1877)	26	22,986	884	13,352	1	2,000	2,000	-	-	-	西南戦争
明治11 (1878)	95	33,596	354	26,279	1	2,000	2,000	-	-	-	
明治12 (1879)	151	40,616	269	34,046	2	2,150	1,075	162	2,941	18	
明治13 (1880)	151	43,041	285	34,426	25	4,830	193	307	4,011	13	
明治14 (1881)	148	43,886	297	34,396	70	9,047	129	359	5,246	15	松方正義大蔵卿就任
明治15 (1882)	143	44,206	309	34,212	169	16,977	100	451	8,093	18	日本銀行設立
明治16 (1883)	141	44,386	315	34,092	197	18,327	93	699	14,138	20	国立銀行条例改正
明治17 (1884)	140	44,536	318	30,914	214	19,445	91	741	15,227	21	兌換銀行券条例
明治18 (1885)	139	44,456	320	30,093	218	18,782	86	745	15,407	21	
明治19 (1886)	136	44,416	327	29,454	220	17,959	82	749	15,401	21	
明治20 (1887)	136	45,838	337	28,565	221	18,896	86	741	15,117	20	
明治21 (1888)	135	46,877	347	27,645	230	19,219	84	711	14,408	20	
明治22 (1889)	134	47,681	356	26,710	255	22,059	87	695	14,421	21	
明治23 (1890)	134	48,644	363	25,784	272	25,571	94	702	14,512	21	
明治24 (1891)	134	48,701	363	24,846	294	27,060	92	687	13,827	20	銀行条例
明治25 (1892)	133	48,325	363	23,754	323	28,317	88	680	13,944	21	
明治26 (1893)	133	48,416	364	22,644	604	35,988	60	0	0	0	
明治27 (1894)	133	48,816	367	21,700	728	52,777	72	0	0	0	日清戦争(~M28)
明治28 (1895)	133	48,951	368	20,728	817	74,708	91	0	0	0	
明治29 (1896)	121	44,761	370	16,439	1,054	146,955	139	0	0	0	営業満期国立銀行処分法
明治30 (1897)	58	13,630	235	2,996	1,305	232,313	178	0	0	0	貨幣法
明治31 (1898)	4	350	88	109	1,485	279,136	188	0	0	0	
明治32 (1899)	0	0	0	0	1,634	302,106	185	0	0	0	
明治33 (1900)	0	0	0	0	1,854	356,143	192	0	0	0	
明治34 (1901)	0	0	0	0	1,890	367,246	194	0	0	0	
明治35 (1902)	0	0	0	0	1,857	367,033	198	0	0	0	
明治36 (1903)	0	0	0	0	1,780	356,848	200	0	0	0	
明治37 (1904)	0	0	0	0	1,730	347,906	201	0	0	0	日露戦争(~M38)
明治38 (1905)	0	0	0	0	1,697	347,558	205	0	0	0	
明治39 (1906)	0	0	0	0	1,670	352,607	211	0	0	0	
明治40 (1907)	0	0	0	0	1,663	411,622	248	0	0	0	
明治41 (1908)	0	0	0	0	1,635	411,745	252	0	0	0	

出所)大蔵省銀行局編『銀行便覧』(1918年)246-47、642-43頁、より作成。

注)小数点第一位以下切り捨て。